

# 特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション 会員資格認定制度規則

## 第1章 総則

### 第1条

この制度は、日本の撮影環境の発展に寄与することを目的とする特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション（以下、JFCと略す）の設立趣旨に賛同し入会した正会員及び賛助会員の内、一定の要件を満たすものについて、JFC認定FC及びJFCパートナーズとして認定し、それぞれの事業活動に対し、JFCとしてより強い支援を行うことを目的とする。

## 第2章 認定

### 第2条

JFC理事会は、JFC認定FC及びJFCパートナーズの認定について議決する。  
JFC理事長は、JFC理事会での議決後、すみやかに認定者に対し認定書を交付する。

## 第3章 認定要件

### 第3条

- ① JFC認定FCの認定を受けるためには、以下の要件をすべて満たすこと。
  - ア JFCの正会員FC会員であること。
  - イ 指定の研修会を受講し「修了書」を有するスタッフが現役で業務に従事していること。
  - ウ FCの三要件を遵守していること。
  - エ それぞれの属する地域のブロック理事に対し、現況の確認及び報告（運営体制・最低業務範囲等）を完了していること。
- ② JFCパートナーズの認定を受けるためには、以下の要件をすべて満たすこと。
  - ア JFCの賛助会員であること。
  - イ JFC指定の研修会を受講し「修了書」を有する者、または「修了書」を有するスタッフが現役で従事していること。
  - ウ JFCの設立趣旨に賛同し、その事業に対し積極的に協力を行うこと。

## 第4章 認定方法

### 第4条

JFC認定FC及びJFCパートナーズの認定を希望するものは、認定申請書に添えて、以下の書類をJFC事務局へ郵送する。

① JFC認定FCを希望するもの

- ・ JFC認定研修の修了書のコピー（申請者より提出）
- ・ ブロック理事の推薦書・確認書（ブロック理事より提出）

② JFCパートナーズを希望するもの

- ・ JFC認定研修の修了書のコピー
- ・ JFC事業に積極的に協力する旨の誓約書

### 第5条

ブロック理事は、自らが所属するブロックのJFC正会員FC会員が認定申請を行った場合は、当該FCの活動状況を確認した推薦書とともに、FC三要件の遵守状況を「FC三要件運用ガイドライン」に沿って確認した確認書を作成し、JFC事務局に提出するものとする。

### 第6条

JFC認定FC及びJFCパートナーズへの認定申請書の提出はJFC事務局に対し随時可能とする。

認定申請書を受理したJFC事務局は、受理後の直近のJFC理事会に対し認定申請書等を提出し、JFC理事会は提出のあった関係書類等を総合的に評価して、認定の可否の議決を行う。

## 第5章 認定期間及び認定資格の更新

### 第7条

JFC認定FC及びJFCパートナーズの認定期間は、認定の日から2年後の7月31日までとし、認定更新に際しては、JFC理事会の議決を必要とする。

### 第8条

JFC認定FC及びJFCパートナーズとして認定更新を希望するものは、認定更新申請書に添えて認定申請時に提出した書類の記載内容を再確認の上、JFC理事会に対して再提出する。

JFC理事会はJFC事業年度最終回（毎年9月）の理事会にて、認定更新の可否について議決を行う。

## 第6章 認定資格の喪失

### 第9条

JFC認定FC及びJFCパートナーズは、以下の事由により、その資格を喪失する。

- ① JFC会員としての資格を喪失した時
- ② JFC認定FC及びJFCパートナーズとして認定申請時に満たすべき要件の一つでも欠けた時  
\*但し、人事異動等で研修修了者が不在の場合は、次回認定研修の受講を条件に、「準認定FC」または「準パートナーズ」となり、資格喪失にはならない。
- ③ 申請書類に虚偽が認められた時
- ④ 所定の期日までに認定更新の申請を行わなかった時
- ⑤ 正当な理由により資格を辞退した時

## 第7章 本制度の運営

### 第10条

この規則に規定するものの他、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

## 第8章 規則の改廃

### 第11条

この規則の改廃は、JFC理事会にて議決する。

### 附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、平成22年12月6日から施行する。

## FC 三要件の適用ガイドライン

### 1. 非営利公的機関である

#### ○非営利であることについて

- ・FCは、制作者との対等な立場を担保するため、撮影支援サービス（施設利用料等は除く）に対する直接的な対価を受け取らない。
- ・FCスタッフは、個人的な利益とFCの任務の間に利害の対立があってはならない。
- ・FCスタッフは、映像関連企業あるいは映像関連企業にサービスを提供する企業の株主あるいは職員であってはならない。

#### ○公的機関である

- ・FCは、撮影支援に際して、地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体と、以下のいずれかの関係にあること
  - －地域の自治体に所属する組織であること
  - －地域の自治体が活動を支援している唯一のFCであること

### 2. 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている

- ・FCは、地域内の撮影支援に関して、一元的な相談窓口となっていること
- ・上記窓口機能を果たすため、下記の体制を有すること
  - －地域内の国及び地方自治体の施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制
  - －地域内の企業・団体・住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制

### 3. 作品内容を選ばない

- ・FCは、表現の自由を尊重し、作品の内容により支援の可否を決めてはならない。
- ・対象作品に対する撮影支援の可否は、ロケ地の候補となった施設等（ロケ候補地）の管理者が決定するものであり、FCは、ロケ候補地の管理者と制作者の仲介、連絡調整を行う。